

○東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則

	〔平成16年4月1日〕	
	制	定
改正	平成17年4月1日	平成17年9月15日
	平成18年3月31日	平成18年11月21日
	平成19年3月28日	平成20年3月27日
	平成20年4月24日	平成20年7月17日
	平成21年10月15日	平成24年7月24日
	平成25年3月28日	平成25年10月24日
	平成28年3月24日	平成28年6月16日
	平成29年1月19日	平成29年4月20日
	平成31年3月28日	令和2年6月18日
	令和3年3月26日	令和3年6月17日
	令和3年7月15日	

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学教員の採用等に関する規則（以下「教員採用等規則」という。）第7条第4項の規定に基づき、本学における大学教員の任期その他必要な事項について定めるものとする。

(任期等)

第2条 本学において、任期を定めて雇用する大学教員（以下「任期付教員」という。）の職及び任期等は、別表のとおりとし、講師以上の職に昇任又は配置換する場合は、発令日をもって新たな任期等を付すものとする。ただし、第7条第2項に規定する教授会の異動を伴わない配置換の場合は、配置換前の職において付された任期が引き続くものとする。

2 前項の規定により任期が満了し、更新が有とされている任期付教員は、教育研究評議会の審査を経て更新することができる。

3 本学は、任期付教員を、その任期の期間中雇用するものとする。ただし、東京藝術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第19条第4号、第24条、第25条及び第43条第1項第4号の規定に該当する場合を除く。

4 任期付教員は、その任期中に退職することができる。

(任期の期間停止)

第3条 前条第1項又は第2項の規定に基づく任期は、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 東京藝術大学職員の育児休業等に関する規則（以下「育児休業等規則」という。）第3条及び第5条の規定による育児休業のうち継続した期間が1年以上の期間。ただし、東京藝術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第28条第1項第5号及び第6号の規定による産前産後の特別休暇に引き続いている場合は、その特別休暇の期間を含めるものとする。

(2) 就業規則第14条第1項第1号の規定による病気休職のうち継続した期間が1年以上の期間。

2 前項に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(同意)

第4条 第2条の規定に基づき雇用を行う場合は、当該任期付教員の文書（別紙様式）による同意を得なければならない。

（定年）

第5条 第2条第1項又は第2項の規定に基づき任期を定める場合においては、教員採用等規則第8条に定める定年により退職する日を超えて任期を定めることはできない。

（更新希望の確認等）

第6条 学長は、更新が有とされている任期付教員について、任期が満了する日の1年6月前までに、更新希望の有無を確認するものとする。ただし、3年以内の任期が付されている場合は、第8条に規定する通知が可能な範囲内で、第7条に規定する教授会が別に定める時期までに確認することができるものとする。

2 前項の確認は、文書でしなければならない。

（更新の審査）

第7条 学長は、前条の規定により確認を行った場合において、更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）があるときは、その更新の可否について、教育研究評議会に審査を求めるものとする。

2 教育研究評議会は、審査に先立ち、当該更新希望者が所属する教授会（言語・音声トレーニングセンター、保健管理センター及び芸術情報センターに所属する更新希望者にあつては当該運営委員会とする。以下「教授会」という。）に当該更新希望者の業績等についての専門的な審査を付託するものとする。

3 教授会は、前項に規定する審査の付託を受けた場合、当該更新希望者から次の各号に掲げる事項を記載した業績調書の提出を受け、審査を行うものとする。教授会は、必要に応じ、専門委員会に審査を委託することができる。

（1）研究業績

（2）教育実績

（3）大学運営上の貢献

（4）社会への貢献

（5）その他

4 教育研究評議会は、教授会の審査結果に基づき、更新の可否を審査するものとする。この際、教授会の審査結果を尊重するものとする。

（通知）

第8条 学長は、教育研究評議会の審査結果に基づき、更新の可否を決定し、当該更新希望者に対し、任期が満了する日の1年前までに通知をするものとする。

2 前項の規定により更新を否と決定した場合は、当該更新希望者に不服申立ての機会を与えるものとする。

（プロジェクト職の特例）

第9条 本学が定める又は参画する特定の時限付き計画に基づき教育研究を行う職（以下「プロジェクト職」という。）にあつては、第2条第2項、第6条、第7条及び第8条に定める任期の更新にかかる審査手続等を適用しない。

2 プロジェクト職の任期の更新にかかる審査手続等については、別に定める。

3 プロジェクト職にあつては、第3条の規定は適用しない。

（代替教員の特例）

第10条 就業規則第14条の規定に基づき休職する教員及び勤務時間等規則第31条第1項の規定に基づき育児休業（育児休業等規則第15条に定める育児部分休業を除く。）をする教員（以下「休職等教員」という。）の代替として雇用する者（以下「代替教員」という。）にあつては、第2条第2項、第6条、第7条及び第8条に定める任期の更新にかかる審査手続等を適用しない。

2 代替教員の任期の更新については、教授会の申出に基づき、教育研究評議会が承認するものとする。

3 代替教員にあつては、第3条の規定は適用しない。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学における教員の任期に関する規則（平成10年2月26日制定）は、廃止する。

3 この規則施行の日の前日に、任期が付されている大学教員であつた者で、引き続き本学の大学教員となつた者の任期及び更新等については、この規則にかかわらず、なお従前のとおりとする。

4 この規則施行の日の前日に、任期が付されていない助手であつた者で、引き続き本学の助手となつた者は、この規則の適用を受けないものとする。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則施行の日の前日において、改正前の東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則第2条で定める任期付教員であつて、引き続き当該職に在職する者の任期等については、次の表のとおりとする。ただし、改正後の東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則により、次の表の任期等と異なる任期等が別表において規定された当該任期付教員について、同表において規定する任期等を適用されることについて、同規則第4条の規定による同意を得た場合にはこの限りではない。

教育研究組織		対象 教員	任期	任期の更新に関する事項
学部等	学科、講座等			
美術学部	絵画科、工芸科、デザイン科、建築科、造形学（美術解剖学を除く。）	教 授	10年	有
		助教授		
		講 師	5 年	
	彫刻科	教 授	10年	
		助教授		
		講 師		
	全学科の全講座	助 手	3 年	無
附属写真センター 附属古美術研究施設	助 手	3 年	有。1 回限りとする。	
美術研究科	文化財保存学専攻	教 授	10年	

		助教授		有
		講 師	5 年	
		助 手	3 年	無
音楽学部	全学科の全講座	助教授	7 年	有
		講 師	5 年	
		助 手	3 年	有。ただし、楽理科音楽学講座（音楽学）については、無。
大学美術館		講 師	5 年	有。1 回限りとし、更新の場合の任期は2 年とする。
		助 手	3 年	有。1 回限りとする。
言語・音声トレーニングセンター		助 手	3 年	有
演奏芸術センター		助教授	5 年	有。1 回限りとする。
		講 師		
		助 手	3 年	有
芸術情報センター		助 手	3 年	有。1 回限りとする。

附 則

この規則は、平成17年 9 月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日において、改正前の規則第 2 条で定める任期付教員であって、引き続き在職する次に掲げる者の任期及び任期の更新に関する事項については、施行日の前日に付されていた任期及び任期の更新に関する事項が引き続いているものとする。
 - (1) 施行の日の前日において助教授であり、施行の日において准教授となった者
 - (2) 施行の日の前日において助手であり、施行の日において助教となった者
- 3 この規則施行の日の前日において、平成16年 4 月 1 日施行附則第 4 項の規定によりこの規則の適用を受けていない者で、引き続き在職する前項第 2 号に掲げる者については、この規則にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 4 この規則施行の日の前日において、平成17年 4 月 1 日施行附則第 2 項の適用を受けていた者で、引き続き在職する前項第 2 号に掲げる者については、この規則にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年 4 月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年 7 月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年 7 月24日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日において、東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則（平成16年規則第 3 号）附則第 4 項の規定によりこの規則の適用を受けていない者で、引き続き在職する者については、この規則にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 3 この規則施行の日の前日において、東京芸術大学における大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（平成17年規則第 1 号）附則第 2 項の適用を受けていた者で、引き続き在職するに掲げる者については、この規則にかかわらず、なお従前のとおりとする。
- 4 この規則施行の日の前日において、改正前の規則第 2 条で定める任期付教員であって、引き続き在職する者の任期及び任期の更新に関する事項については、施行日の前日に付されていた任期及び任期の更新に関する事項が引き続いているものとする。ただし、言語・音声トレーニングセンター助教については、改正後の別表において規定する任期等を付すものとする。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7 月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年 6 月16日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年 4 月1 日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日において、改正前の規則第 2 条で定める任期付教員であって、引き続き在職する者の任期及び任期の更新に関する事項については、施行日の前日に付されていた任期及び任期の更新に関する事項が引き続いているものとする。ただし、附属写真センター助教については、改正後の別表において規定する任期等を付すものとする。

附 則

この規則は、平成29年 4 月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日において、改正前の規則第 2 条で定める任期付教員で

あつて、引き続き在職する者の任期及び任期の更新に関する事項については、施行日の前日に付されていた任期及び任期の更新に関する事項が引き続いているものとする。

この規則は、令和３年６月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年７月15日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

教育研究組織		対 象 教 員	任 期	任期の更新に関する事項
学部等	学科、講座等			
美術学部	全学科の全講座	教 授	10年又は 5 年	任期10年の者については 有、任期 5 年の者につい ては無。
		准教授		
	絵画科、工芸科、デザイン 科、建築科、先端芸術表現 科、美術教育、美術解剖学	講 師	5 年	有
	彫刻科、芸術学科	講 師	10年	
	体育	講 師	5 年	有。ただし、1 回限りと する。
	日本画、工芸科、芸術学科 、体育	助 教	3 年	無
		助 手		
	油画、彫刻科	助 教	3 年	有。ただし1 回限りとす るものとし、更新後の任 期は1 年とする。
		助 手		
	デザイン科、建築科、先端 芸術表現科、美術教育	助 教	3 年	有。ただし1 回限りとす るものとし、更新後の任 期は2 年とする。
		助 手		
	附属写真センター	助 教	3 年	有。ただし1 回限りとす る。
		助 手		
	附属古美術研究施設	助 教	4 年	有。ただし1 回限りとす るものとし、更新後の任 期は3 年とする。
		助 手		
美術研究科	文化財保存学専攻 グローバルアートプラクテ ィス専攻	教 授	10年又は 5 年	任期10年の者については 有、任期 5 年の者につい ては無。
		准教授		
		講 師	5 年	有
	文化財保存学専攻	助 教	3 年	無
		助 手		
	グローバルアートプラクテ ィス専攻	助 教	3 年	有。ただし1 回限りとす るものとし、更新後の任 期は2 年とする。
		助 手		

音楽学部	全学科の全講座	教 授	10年	有
		准教授		
		講 師	5 年	
		助 教	5 年以内	無
		助 手		
映像研究科	映画専攻 メディア映像専攻 アニメーション専攻	教 授	3 年	有
		准教授		
		講 師	3 年以内	有。ただし1回限りとするものとし、更新後の任期は2年以内とする。
		助 教	3 年	有。ただし、1回限りとする。
		助 手		
国際芸術 創造研究科	アートプロデュース専攻	教 授	10年	有
		准教授		
		講 師	5 年	
		助 教	3 年	有。ただし、1回限りとする。
		助 手		
大学美術館		教 授	10年	有
		准教授		
		講 師	5 年	有
		助 教	5 年以内	無
		助 手		
言語・音声トレーニングセンター		准教授	10年	有
		講 師	5 年	有
		助 教	5 年	有。ただし、1回限りとする。
		助 手	5 年	無

演奏芸術センター	教 授	10年	有
	准教授		
	講 師	5 年	
	助 教	5 年以内	無
	助 手		
芸術情報センター	准教授	10年	有
	助 教	3 年以内	有。ただし、1 回限りとするものとし、更新後の任期は2 年以内とする。
	助 手		
保健管理センター	教 授	10年	有
	准教授		

備 考

第10条に定める代替教員の任期は、休職等教員の休職又は育児休業の期間をもって任期を付すものとする。ただし、休職等教員の休職又は育児休業の期間が復職等により変更された場合、代替教員の任期は変更しないものとする。なお、任期の更新に関する事項欄に無又は1 回限りとすると定めがある職の代替教員の任期の更新は、当該定めにかかわらず、通算した任期が任期欄に掲げる期間の範囲内で、回数に制限なく行うことができる。

別紙様式

同 意 書

(元号) 年 月 日

東 京 藝 術 大 学 長 殿

氏 名 印

私は東京藝術大学〇〇〇〇（注）に就任するに際し、東京藝術大学教員の採用等に関する規則第7条第1項及び東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則第2条第1項に基づき、下記のと通りの任期を定めて雇用されることに同意いたします。

記

(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで

（注）〇〇〇〇部分には学部等及び職名を記入する。